

平成 25 年 6 月 3 日

組合員各員

奈良県建築協同組合

代表理事 近 井 教 博

国土交通省による

建築物及び住宅の建設工事における

足場からの墜落事故防止について

この度、国土交通省から国が発注する営繕工事、公共住宅の建設工事について足場からの墜落事故をはじめとする建設工事全般にわたって事故防止策を図るよう建設業関連団体等に向けて文書による通知が行われました。当組合では、全建総連中央執行委員長名で各県連・組合宛に標記「建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止」について、とりわけ公共住宅建設工事での墜落防止に努めるようにとの文書が届きました。

建設業の労災死亡・死傷事故の主な原因である墜落事故防止のために周知徹底（再徹底）をお願いいたします。

記

墜落事故防止への適切な対応として

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別紙参照）を参考とすること。
2. 足場に関する日本工業規格としては「鋼管足場」「先行形手すり」「つま先板」（別紙参照）等の他、屋根工事は「屋根工食用足場及び施工法」（別紙参照）の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防止柵等の設置を推進すること。
3. 工事事務防止に係る広報活動として、受注者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。

以上